

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

フリガナ 氏名 (姓、名)	ナカタ ユウキ 中田 友貴	授与番号 甲 1403 号
学位の種類	博士( 文学 )	授与年月日 2020 年 3 月 31 日
学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項該当者 [学位規則第 4 条第 1 項]	
博士論文の題名	刑事司法制度改革についての法心理学的研究 — 裁判員制度, 取調べ可視化制度, 司法取引制度を中心に—	
審査委員	(主査)サトウタツヤ (立命館大学総合心理学部教授)	星野祐司 (立命館大学総合心理学部教授)
	浅田和茂 (元立命館大学法務研究科教授)	
論文内容の要旨	<p><b>【論文の構成】</b></p> <p>「序章」では日本の刑事司法制度の特徴とその法心理学的関心の交点について問題設定をした。「1 章：世界における法心理学研究の黎明期・揺籃期についての再検討」、「2 章：日本における法心理学研究の黎明期・揺籃期についての再検討」、「3 章：近年の日本の法心理学研究の動向の検討」では学問史的研究を行った。「4 章：被疑者の国籍が裁判員の量刑判断に及ぼす影響の検討」、「5 章：犯行場面を撮影した映像についての社会心理学的検討」では裁判員裁判を想定した実証実験を行い、「6 章：刑事司法改革関連法案についての改正点と心理学的問題」、「7 章：警察・検察における取調べ録音・録画制度に関する法心理学的検討」、「8 章：司法取引に関する社会心理学的検討」では日本の刑事司法改革関連法案の特徴を分析し、問題を設定して実証的研究を行った。「9 章：まとめ」で上記の成果を総覧した。</p> <p><b>【論文内容の要旨】</b></p> <p>序章では、法心理学という学融領域における問題設定を行った。1～3 章の学問史的研究によって、1920 年代のアメリカにおける法学と心理学の論争から黎明期の研究動向と世界的展開を明らかにし、日本の 1945 年までの法心理学的研究の動向を明らかにした。4～5 章では、裁判員裁判において、被疑者の国籍情報や監視カメラ映像における再生速度によってバイアスが発生することを示唆し、国内の制度に立脚した知見が必要であるとした。6～8 章は、日本の刑事司法改革関連法案(2016)における新たな制度(司法取引および取調べ可視化)に関して実験を行い、司法取引制度が虚偽自白に及ぼす影響と取調べ録画映像が印象へ及ぼす影響を明らかにした。9 章では、現代日本の刑事司法制度改革についての法心理学研究の在り方を考察した。結論として①協働を行うためにそれぞれの学問内や社会において、研究基盤の形成を行う必要性、②国外の制度を対象にした研究知見を活用しつつ、国内の制度を前提とした検討を行う必要性、が示された。そして③冤罪を防ぐための制度改革がむしろ冤罪・誤判を助長する可能性を実証的に示したことの意義を論じた。</p>	

論文審査の結果の要旨	<p><b>【論文の特徴】</b></p> <p>本論文の特徴は、法と心理学という学際的な領域の在り方について、学問史研究（5つの調査）と実験的研究（8つの実験）から多角的に検討を行った点にある。前者では学者達の手紙往還の一次資料を海外で調査し、通史で考えられてきた「法学と心理学の断絶を作った論争」は無く、想定以上の質量の研究が黎明期になされていたことを明らかにした。後者では、裁判員裁判、および司法取引と取調べ可視化に関して様々な調査方法や分析方法により行った研究がまとめられている。司法取引については虚偽の自白を誘発しないという知見が多いが、本論文の実験からは虚偽の自白を誘発する可能性があるを示した。また取調べ可視化の効果については、3つの実験を行い撮影方法や提示方法によっては評価者の持つ取調べの印象にバイアスを与える可能性を示した。これらから冤罪を防ぐための制度改正がむしろ冤罪・誤判を助長する場合がありますであることを示唆した。まとめとして、法と心理学の歴史を踏まえる必要性、その科学的証拠の重要性が判例などでも示されている状況下でエビデンスに基づく実証的研究を通じて法と心理学研究を行う必要性、がそれぞれ示された。</p> <p><b>【論文の評価】</b></p> <p>本論文で高く評価すべき点は、一次資料を用いた学問史研究により法心理学研究の意義を示した点と、応用社会心理学的な実験研究を行うことで、冤罪防止を目的とした制度でもかえって冤罪を生む可能性がありえることを明らかにした点にある。</p> <p>一方で、実証研究において同種の他研究の結果と必ずしも一致しないことが公開審査において指摘された。この指摘に対し、申請者はさらなる実験研究を行う必要があることを前提としつつ、本論文で示された知見は冤罪を防ぐために考慮すべき知見であり、実際の運用状況を勘案すると有効であることから、本論文の結果の応用可能性は損なわれていないと示すことができた。また、こうした問題点が、本論文全体の価値を損なうものではないことも確認できた。</p> <p>なお、刑事法学を専門とする審査委員からは本論文の刑事法学およびその実務に関する記述や考察について問題がなく優れたものであることが確認された。</p> <p>以上、公開審査とそれを踏まえた審査委員会判定会議の議論により、審査委員会は本論文が本研究科の博士学位論文審査基準を満たしており、博士学位を授与するに相応しい水準に達しているという判断で一致した。</p>
試験または学力確認の結果の要旨	<p>本論文の公開審査は2019年12月23日（月）16時30分から18時00分まで、大阪いばらきキャンパスA棟AN411セミナールーム室で行われた。</p> <p>審査委員会は、公開審査において本論文の主要分野である【法心理学】および【学問史（心理学史）】を対象に、【法学と心理学の融合領域における実験研究の意義】、【方法論的な知識】について試問し、それぞれについて十分な回答を得ることができた。</p> <p>また、本学大学院文学研究科行動文化情報学専攻心理学専修博士課程後期課程の在籍期間中における『法と心理』への論文投稿／採択や日本心理学会及び The European Association of Psychology and Law における学会発表などの研究活動の学問的意義についても質疑応答を実施した。それらを通じて申請者が博士学位に相応しい能力を有することを確認した。</p> <p>したがって、本学学位規程第18条第1項に基づいて、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。</p>

